

# いのち・発達を保障するということ

## 障害の重い子どもたちから学ぶ

### 第4回 医療的ケア児を支える



埼玉大学  
細渕富夫

ほそぶち とみお／埼玉大学教授、重度・重複障害児の発達と教育について研究。著書に『重症児の発達と指導』(全障研出版部 2009年)など。

これまでの連載で、低出生体重児の増加とそれに伴うN I C U（新生児集中治療室）入院児の増加と入院期間の長期化、そして在宅療育への移行支援について取り上げてきました。今回は在宅となった重症児とその家族が抱える困難として、また通常学級に在籍する医療的ケア児への対応として、近年マスクでも大きく取り上げられ、社会的関心が高まっている医療的ケアの経緯と最新動向を紹介し、いくつかの課題を指摘したいと思います。

### 医療的ケアこれまでの経緯

学校における医療的ケアの課題は、1980年代後半から東京や大阪等の大都市圏を中心に顕在化してきました。重い脳障害のために、食べたり、飲み込んだり、呼吸する機能が

弱くなり、鼻腔からのチューブで栄養を摂ったり、たんを機械で吸引する必要のある子どもたちが入学してきたのです。これらの行為は医師の指示のもとで家族が日常的に介護として行ってきているもので、病院での医行為と区別され、生活援助行為として必要な「医療的ケア」と呼ばれています。

当時の肢体不自由養護学校を中心に、この医療的ケアを求める児童生徒が増加するなかで学校としての対応が課題となりました。横浜市や宮城県では研修を受けた教員や看護師の派遣による対応が試みられましたが、医行為を教員が行うことに対する法律的医学的整理や看護師配置に伴う財政負担が問題となりました。

1998（平成10）年から文科省による調査研究及びモデル事業が行われました。その結果、看護師が常駐し、看護師の指示のもとで教員が一部行為を行うモデル事業方式がもつていています。

小・中学校に在籍する児童生徒数は平成24年度（838人）、平成29年度（853人）であり、ほとんど増えています。同様に教員数もこの10年間で1298人、約42%の増加となっています。

2012（平成24）年4月からは高齢化社会での介護サービスの基盤強化を目的とした社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一定の研修を修了し、たんの吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等が一定の条件のもとで特定の医療的ケア（たんの吸引と経管栄養）を実施できることになりました。これにより学校の教職員についても、特定行為については法律に基づいて実施できることになりました。つまり、ここにきてようやく学校での教員による医療的ケアは「やむを得ない」「違法とまでは言えない」行為から「適法」行為になつたわけです。

### 学校における医療的ケアの現状

特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒数は、平成19年度は6136人、その後も年々増加し平成29年度は8218人となり、この10年間に2082人、約

表1 学校において医療的ケアを必要とする児童生徒数等の推移（名）

医療的ケア		平成19年度	平成24年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特別支援学校	幼児児童生徒数	6,136	7,531	8,143	8,116	8,218
	看護師数	853	1,291	1,566	1,665	1,807
	教職員数	3,076	3,236	3,428	4,196	4,374
小・中学校	児童生徒数		838	839	766	858
	看護師数			350	420	553

(文科省・学校における医療的ケアの実施に関する検討会、平成30年5月第5回配布資料より)

表2 所属学級別医療的ケアが必要な児童生徒数（名）

小学校		中学校		小・中学校計			
通常の学級	特別支援学級	通常の学級	特別支援学級	通常の学級	特別支援学級	うち病院内に設置された特別支援学級	うち病院内に設置された特別支援学級
244	500	9	744	27	87	6	114

(平成29年5月1日現在、文科省調べ)